

Jizile(ジザイル) 年会費のご案内

本カードの年会費は、以下のとおりとします。

本人会員・家族会員	永年無料
-----------	------

Jizile は、次の特約が適用となります。会員規約とあわせてお読みください。

2025年12月9日改定

Jizile(ジザイル)会員特約

第1条(カードの名称)

本カードは、三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」と称します。)または三菱UFJニコスが指定するカード発行会社(以下三菱UFJニコスおよび三菱UFJニコスが指定するカード発行会社のいずれかを称して「当社」と称します。)が発行するもので、カードの名称は「Jizile(ジザイル)」(以下「本カード」と称します。)とします。

第2条(会員)

本特約および個人会員規約を承認のうえ、当社が認めた方を会員とし、本カードを発行、貸与します。

第3条(特約)

1. 本特約と個人会員規約およびグローバルポイント利用規程(以下「ポイント規程」と称します。)の内容に抵触がある場合、本特約が優先して適用されます。
2. 本特約に定められていない事項については、個人会員規約およびポイント規程によるものとします。

第4条(年会費)

本カードの年会費は、本人会員・家族会員ともに永年無料とします。

第5条(グローバルポイント)

1. 本カードは、基本ポイントに加えて、当社が別に定めるポイント条件(以下「ポイント条件」と称します。)によるポイントを付与するものとします。
2. ポイント条件については、ご利用ガイドにてご確認ください。
3. 当社は、任意の時期にポイント条件を変更できるものとし、ポイント条件を変更した場合は、当社のウェブサイト等により公表します。
4. 本カードの内、「JRA CARD Premium」についてはグローバルポイントの適用対象外とします。

第6条(適用除外)

個人会員規約中の「[楽Pay]特約」は本カードには適用されないものとします。

第7条(ショッピング利用代金の支払方式)

1. 日本国内、国外の加盟店で本カードを利用した場合の、ショッピング利用代金の支払方式はリボルビング払いとします。ただし、当社が指定する日本国内の加盟店におけるショッピング利用代金または指定する商品によっては、リボルビング払いの対象とならない場合があります。この場合、ショッピング利用代金の支払方式は、原則として1回払いとします。
2. 会員の選択できるリボルビング払いの支払コースは、個人会員規約の規定にかかわらず、元利型定額方式または元金型定額方式による支払コースとします。
3. リボルビング払いのショッピング利用手数料は、個人会員規約第66条第3項の規定にかかわらず、本カード利用の日から、同日以降直近の締切日の後最初に到来する約定支払日の前日までは、ショッピング利用手数料は生じないものとします。

第8条(リボルビング払いの支払額の算定方法等の変更)

本人会員は、当社所定の時期方法により申し込み、当社が認めることにより、ショッピングに係るリボルビング払いの支払額の算定方法を、以下のとおり変更することができるものとします。

- (1)元利型定額方式に変更またはその支払コースを変更すること。
- (2)元金型定額方式に変更またはその支払コースを変更すること。
- (3)ボーナス併用リボルビング払いに変更またはその平月における支払額の算定方法、支払額、ボーナス月もしくはボーナス月加算額を

変更すること。

1. 支払額の算定方法を変更した場合、変更後の支払額の算定方法は、ショッピングの利用の時期にかかわらず、変更時以降に存在するショッピングリボ残高全額に対して適用されるものとします。

●リボルビング払いのショッピング利用手数料率 実質年率 18.00%

●リボルビング払い(ザイル)のお支払コース

(1)元利型定額方式

本カードの元利型定額方式による支払コースの弁済金は、個人会員規約第 60 条の規定にかかわらず、下表記載の支払コース所定の金額とします。

選択可能支払コース 〔弁済金別に 6 種類〕	弁済金(5 千円・1 万円・2 万円・3 万円・4 万円・5 万円)
---------------------------	------------------------------------

※支払コース変更時のショッピングリボ残高に照らし、ショッピング利用手数料のみの支払となる変更はできません。

(2)元金型定額方式

本カードの元金型定額方式による支払コースの弁済金は、個人会員規約第 60 条の規定にかかわらず、下表記載の支払コース所定の金額に、個人会員規約第 77 条に定めるショッピング利用手数料を加算した金額とします。

選択可能支払コース 〔元金別に 6 種類〕	元金(5 千円・1 万円・2 万円・3 万円・4 万円・5 万円)
--------------------------	-----------------------------------

●弁済金の額の具体的算定例(リボルビング払い(ザイル)のお支払)

(1)「定額 10,000 円コース」(元利型定額方式)

4 月 16 日から 5 月 15 日までに 11 万円ご利用された場合

支 払 回 数	A 締切日	B 締切日時点の ショッピングリボ 残高(円)	C 弁済日	D 弁済金(円)	E 弁済金のうち 元金充当額(円)	F 弁済金のうち ショッピング利用 手数料充当額(円) *	G 弁済後の ショッピングリボ 残高(円) (B-E)
1	5/15	110,000	6/10	10,000	10,000	0	100,000
2	6/15	100,000	7/10	10,000	9,705	295	90,295
3	7/15	90,295	8/10	10,000	8,550	1,450	81,745
4	8/15	81,745	9/10	10,000	8,647	1,353	73,098

*ショッピング利用手数料の計算

6 月 10 日支払分

利用日以降最初に到来する締切日(5 月 15 日)に係る約定支払日前日(6 月 9 日)まではショッピング手数料はかかりません。

7 月 10 日支払分

利用日以降最初に到来する締切日(5 月 15 日)に係る約定支払日前日(6 月 9 日)までは手数料はかかりず、6 月 10 日からショッピング手数料が発生します。

$100,000 \text{ 円} \times 18\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日} (6 \text{ 月 } 10 \text{ 日} \sim 6 \text{ 月 } 15 \text{ 日}) = 295 \text{ 円} (1 \text{ 円} \text{ 未満端数切捨て})$

8 月 10 日支払分

$100,000 \text{ 円} \times 18\% \div 365 \text{ 日} \times 24 \text{ 日} (6 \text{ 月 } 16 \text{ 日} \sim 7 \text{ 月 } 9 \text{ 日}) + 90,200 \text{ 円} ** \times 18\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日} (7 \text{ 月 } 10 \text{ 日} \sim 7 \text{ 月 } 15 \text{ 日}) = 1,450 \text{ 円} (1 \text{ 円} \text{ 未満端数切捨て})$

9 月 10 日支払分

$90,200 \text{ 円} ** \times 18\% \div 365 \text{ 日} \times 25 \text{ 日} (7 \text{ 月 } 16 \text{ 日} \sim 8 \text{ 月 } 9 \text{ 日}) + 81,700 \text{ 円} ** \times 18\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日} (8 \text{ 月 } 10 \text{ 日} \sim 8 \text{ 月 } 15 \text{ 日}) = 1,353 \text{ 円} (1 \text{ 円} \text{ 未満端数切捨て})$

**付利単位 100 円(100 円未満を切捨てて手数料を計算)

(2) 「定額 10,000 円コース」(元金型定額方式)

4 月 16 日から 5 月 15 日までに 11 万円ご利用された場合

A	B	C	D	E	F	G	
支 払 回 数	締切日	締切日時点の ショッピングリボ 残高(円)	弁済日	弁済金(円)	弁済金のうち 元金充当額(円)	弁済金のうち ショッピング利用 手数料充当額(円) *	弁済後の ショッピングリボ 残高(円) (B-E)
1	5/15	110,000	6/10	10,000	10,000	0	100,000
2	6/15	100,000	7/10	10,295	10,000	295	90,000
3	7/15	90,000	8/10	11,449	10,000	1,449	80,000
4	8/15	80,000	9/10	11,346	10,000	1,346	70,000

*ショッピング利用手数料の計算

6 月 10 日支払分

利用日以降最初に到来する締切日(5 月 15 日)に係る約定支払日前日(6 月 9 日)まではショッピング手数料はかかりません。

7 月 10 日支払分

利用日以降最初に到来する締切日(5 月 15 日)に係る約定支払日前日(6 月 9 日)までは手数料はかかりず、6 月 10 日からショッピング手数料が発生します。

$100,000 \text{ 円} \times 18\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日} (6 \text{ 月 } 10 \text{ 日} \sim 6 \text{ 月 } 15 \text{ 日}) = 295 \text{ 円} (1 \text{ 円未満端数切捨て})$

8 月 10 日支払分

$100,000 \text{ 円} \times 18\% \div 365 \text{ 日} \times 24 \text{ 日} (6 \text{ 月 } 16 \text{ 日} \sim 7 \text{ 月 } 9 \text{ 日}) + 90,000 \text{ 円} \times 18\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日} (7 \text{ 月 } 10 \text{ 日} \sim 7 \text{ 月 } 15 \text{ 日}) = 1,449 \text{ 円} (1 \text{ 円未満端数切捨て})$

9 月 10 日支払分

$90,000 \text{ 円} \times 18\% \div 365 \text{ 日} \times 25 \text{ 日} (7 \text{ 月 } 16 \text{ 日} \sim 8 \text{ 月 } 9 \text{ 日}) + 80,000 \text{ 円} \times 18\% \div 365 \text{ 日} \times 6 \text{ 日} (8 \text{ 月 } 10 \text{ 日} \sim 8 \text{ 月 } 15 \text{ 日}) = 1,346 \text{ 円} (1 \text{ 円未満端数切捨て})$